

《東北電力記者会、宮城県政記者会、山形県政記者会》

令和4年9月27日

国土交通省東北運輸局

山形県A地区のタクシーの運賃改定要請について

令和4年9月26日、山形県山形市でタクシー事業を運営する八千代交通株式会社から、下記の内容によるタクシー運賃の改定を求める要請書（現在の運賃の上限を上回る運賃変更）が山形運輸支局に提出されましたのでお知らせします。

今後は、同日から3ヶ月間を受付期間として山形県A地区の事業者から要請を受けて、要請事業者の車両数の合計が法人事業者全体の車両数の7割を超えた場合に、運賃改定の要否について判断することとなります。

記

1. 要請者

法人名：八千代交通株式会社（代表取締役 石川 康夫）

住 所：山形県山形市南栄町2丁目11番地21号

2. 要請の概要

（要 請）普通車1. 2kmまで650円、235mごとに100円

※現行の車種区分「小型車」「中型車」を統合して「普通車」区分とする

（現 行）小型車1. 5kmまで700円、272mごとに90円

中型車1. 5kmまで710円、216mごとに90円

3. 運賃適用地域

山形A地区（山形交通圏）：山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町の区域

4. 事業者数及び車両数 （令和4年9月26日現在）

事業者数17社、車両数485両

問い合わせ先

東北運輸局自動車交通部 旅客第二課

担当者：庄司、本間

電 話：022-791-7530